

令和7年度中野区国民健康保険料率算定の考え方について

1 国民健康保険料率の算定について

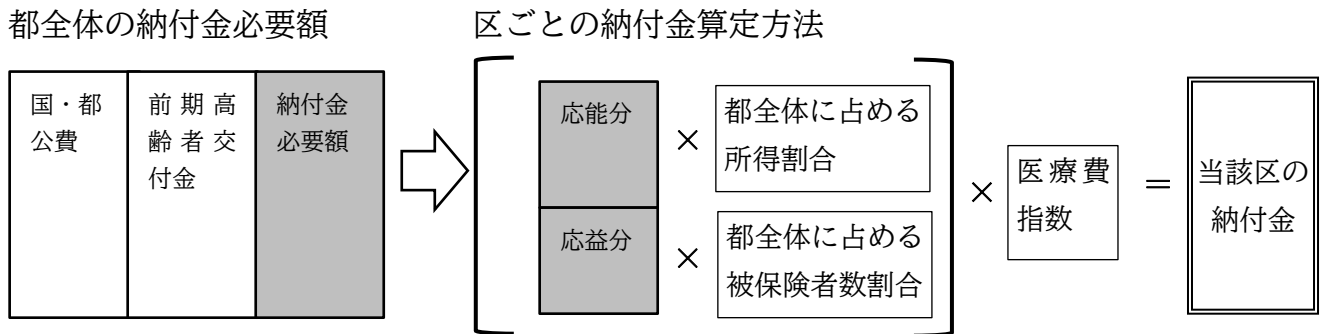
国民健康保険料率は、平成30年度の制度改革（広域化）により、東京都（以下、「都」という。）が「国民健康保険事業費納付金・標準保険料率」を算定し、区市町村は都が算定した納付金を納付するとともに、特別区では、標準保険料率を参考に特別区国民健康保険基準保険料率を決定する仕組みに変わった。

このたび、特別区国民健康保険基準保険料率が示されたので、中野区の保険料率算定の考え方を報告する。

【国民健康保険事業費納付金の算定方法（按分の方法）】

区市町村の納付金算定に当たっては、都全体の医療給付費等の見込み額から国庫負担金等の見込み額を差し引き、都全体で必要となる納付金の総額を算出し、区市町村の医療費水準及び被保険者の所得水準に応じて納付金を按分する。

《イメージ》



2 国民健康保険事業費納付金について

(1) 納付金額の比較（中野区）

(単位：円)

	医療分（基礎分）	支援金分	介護分	合計
令和6年度	8,856,262,844	2,892,024,602	1,022,290,548	12,770,577,994
令和7年度	8,462,421,716	3,072,145,439	1,033,522,430	12,568,089,585
前年度比	△393,841,128 (95.55%)	180,120,837 (106.23%)	11,231,882 (101.10%)	△202,488,409 (98.41%)

(2) 都が納付金算定に用いる被保険者数の比較

	一般被保険者数	うち2号被保険者数 (40歳～64歳)
令和6年度	68,429人	24,103人
令和7年度	72,177人	24,579人
前年度比	3,748人 (105.48%)	476人 (101.98%)

### 3 特別区の令和7年度基準保険料率算定の考え方

特別区の基準保険料率算定においては、平成30年度の広域化から令和5年度までの6年間で、医療分（基礎分）・支援金分・介護分の全てにおいて、納付金の全額ではなく94%を賦課総額とするところからスタートし、毎年度原則1%ずつ引き上げる「独自の激変緩和措置」を実施してきた。この措置について、新型コロナウイルス感染症の拡大を理由に2年間延長することとしたため、令和6年度においても継続されており、98%の賦課総額となっている。

令和7年度においては、新型コロナウイルス感染症の拡大による影響が無くなったため、賦課総額を1ポイント引き上げ99%とし保険料を算定する。（令和7、8年度の2年間で1ポイントずつ引き上げ、賦課総額を100%とする。）

### 4 中野区の令和7年度保険料率算定の考え方

中野区においても、保険料が急激に増加しないように激変緩和措置を講じながら、段階的に決算補填等目的の法定外繰入金金の削減に向けた取組を進めている。また、特別区の基準保険料率と比較し、保険料の均等割と所得割の賦課割合を変えることで、低所得者の保険料負担に配慮している。

令和7年度保険料については、上記特別区の基準保険料率算定の考え方を踏まえ、以下のとおりとする。

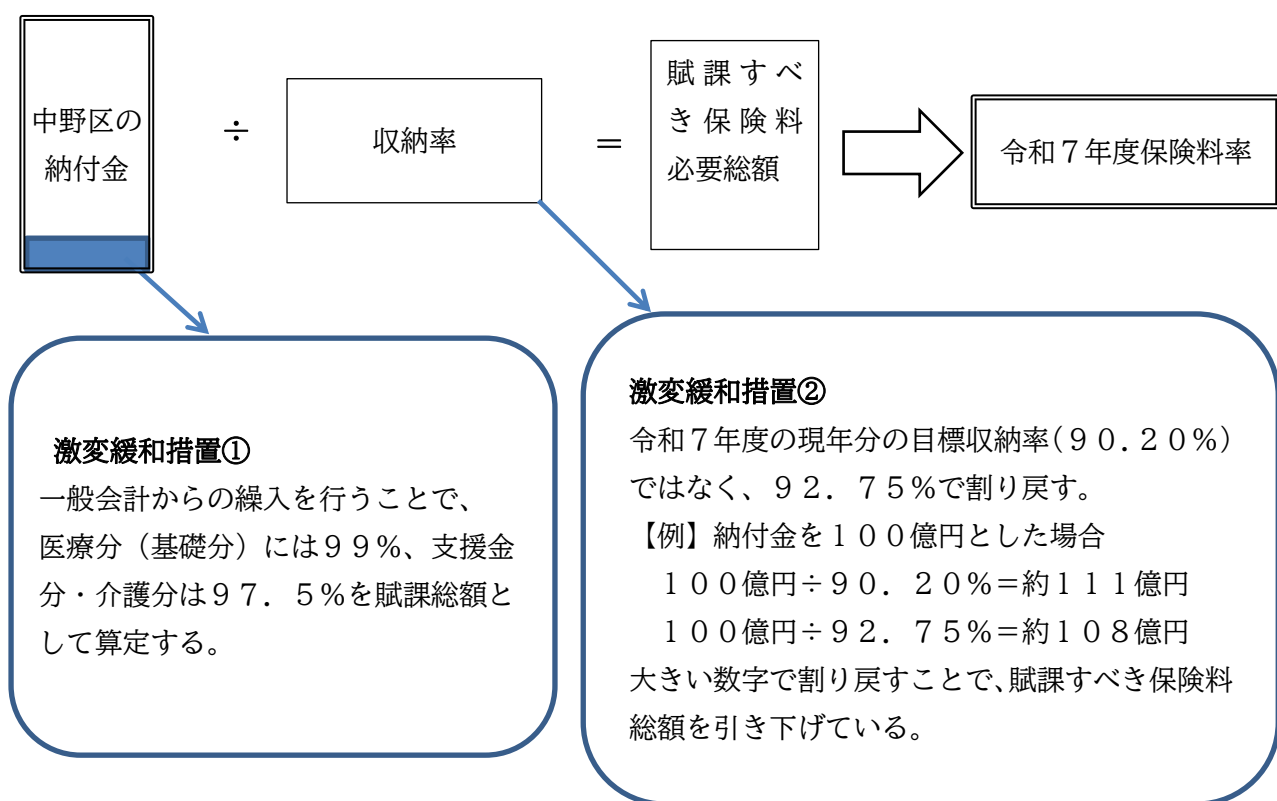
#### (1) 激変緩和措置①

令和7年度の保険料算定に当たっては、特別区が医療分（基礎分）・支援金分・介護分の全てにおいて、納付金の99%を賦課総額とするところ、中野区では、保険料の急激な変動を招かないよう、医療分（基礎分）については99%、支援金分・介護分においては、97.5%を賦課総額とし算定する。

#### (2) 激変緩和措置②

都が提示する標準保険料率の考え方では、保険料には未納が一定程度発生してしまうことを考慮し、未納分を保険料に上乘せして算定するため、収納率による割り戻しを行う。中野区でも、この考え方に沿って、収納率による割り戻しを行うこととしているが、その際、現実的な収納率よりも高い92.75%で割り戻すことにより、保険料の急激な上昇を抑える。

【保険料算定の考え方のイメージ】



5 令和7年度 一人当たり保険料 特別区統一保険料比較 (単位：円)

	医療分(基礎分)	支援金分	介護分	合計
①特別区	112,646	40,027	39,565	192,238
②中野区案	111,035	39,876	39,313	190,224
差(②-①)	△1,611	△151	△252	△2,014

6 中野区の一人当たり保険料の比較 (単位：円)

	医療分(基礎分)	支援金分	介護分	合計
令和6年度	115,142	39,466	39,151	193,759
令和7年度案	111,035	39,876	39,313	190,224
前年度比	△4,107 (96.43%)	410 (101.04%)	162 (100.41%)	△3,535 (98.18%)

7 モデル世帯別の保険料の前年度比較（中野区）（単位：円）

（1）年金収入（65歳以上）1人世帯（医療分（基礎分）＋支援金分）

年収	100万円	200万円	300万円	400万円	500万円	600万円	700万円
①令和6年度	18,630	102,320	226,740	319,140	413,220	508,420	603,620
②令和7年度案	18,540	100,153	220,413	309,430	400,066	491,781	583,496
差(②-①)	△90	△2,167	△6,327	△9,710	△13,154	△16,639	△20,124

（2）年金収入（65歳以上）2人世帯（医療分（基礎分）＋支援金分）

年収	100万円	200万円	300万円	400万円	500万円	600万円	700万円
①令和6年度	37,260	114,740	288,840	381,240	475,320	570,520	665,720
②令和7年度案	37,080	112,513	282,213	371,230	461,866	553,581	645,296
差(②-①)	△180	△2,227	△6,627	△10,010	△13,454	△16,939	△20,424

（3）給与所得者（40歳）1人世帯（医療分（基礎分）＋支援金分＋介護分）

年収	100万円	200万円	300万円	400万円	500万円	600万円	700万円
①令和6年度	42,716	198,737	292,047	390,689	497,329	603,969	715,941
②令和7年度案	42,198	194,811	285,741	381,867	485,787	589,707	698,823
差(②-①)	△518	△3,926	△6,306	△8,822	△11,542	△14,262	△17,118

（4）給与所得者 4人世帯（医療分（基礎分）＋支援金分＋介護分）  
世帯主（40歳）＋配偶者（40歳・収入なし）＋子2人（5歳・1歳・収入なし）

年収	100万円	200万円	300万円	400万円	500万円	600万円	700万円
①令和6年度	113,816	229,787	389,787	532,889	639,529	746,169	858,141
②令和7年度案	112,698	225,711	382,701	522,867	626,787	730,707	839,823
差(②-①)	△1,118	△4,076	△7,086	△10,022	△12,742	△15,462	△18,318

（5）給与所得者 4人世帯（医療分（基礎分）＋支援金分＋介護分）  
世帯主（40歳）＋配偶者（40歳・収入なし）＋子2人（12歳・10歳・収入なし）

年収	100万円	200万円	300万円	400万円	500万円	600万円	700万円
①令和6年度	144,866	260,837	439,467	594,989	701,629	808,269	920,241
②令和7年度案	143,598	256,611	432,141	584,667	688,587	792,507	901,623
差(②-①)	△1,268	△4,226	△7,326	△10,322	△13,042	△15,762	△18,618

※介護分保険料は40～64歳の被保険者に賦課される。